

災害に係る減免について（平成 30 年 7 月豪雨災害）

平成 31 年 1 月 広島県税務課

平成 30 年 7 月豪雨により被害を受けられた皆様には、心からお見舞い申し上げます。
この災害により被害を受けられた方については、次のとおり県税の減免を受けることができます。減免申請書に必要な書類を添付して、県税事務所へ申請してください。

1 個人事業税

(1) 事業用資産に係る減免

- ア 自己の所有する事業用資産について受けた損害の金額(保険金等により補てんされる金額を除く)が、当該事業用資産の合計価格の 1/3 以上で
イ 前年中の事業の所得金額が 1,000 万円以下の場合
ウ 平成 30 年度の事業税からその事業税額に次の率を乗じて得た額が減免されます。

区 分	損 害 率	
	2/3 以上	1/3 以上 2/3 未満
	軽 減 率	
事業の所得金額が 500 万円以下の者	100/100	50/100
事業の所得金額が 500 万円を超え 750 万円以下の者	70/100	35/100
事業の所得金額が 750 万円を超え 1,000 万円以下の者	50/100	25/100

(2) 住宅又は家財に係る減免

- ア 自己の所有する住宅又は家財について受けた損害の金額(保険金等により補てんされる金額を除く)が、その資産の価格の 1/3 以上で
イ 前年中の所得金額が 500 万円以下の場合
ウ 平成 30 年度の事業税からその事業税額に次の率を乗じて得た額が減免されます。

区 分	損 害 率	
	2/3 以上	1/3 以上 2/3 未満
	軽 減 率	
合計所得金額が 250 万円以下の者	100/100	50/100
合計所得金額が 250 万円を超え 500 万円以下の者	50/100	25/100

(3) 申請手続

ア 減免申請書

(添付書類)

- ・災害の事実を証する書類(り災証明書等)、被災資産の価格についての証明、保険金等の支払証明、被災明細書など事実を証明する書類

[計算例]

災害を受けた日 平成 30 年 7 月 5 日

災害を受けた日の属する年度の事業税額 16 万円 (1 期 8 万円, 2 期 8 万円)

事業の所得金額が, 500 万円を超え 750 万円以下の者で, 自己の所有する事業用資産について, 災害により受けた損害の金額が当該事業用資産の合計価格の 3 分の 2 以上である場合

軽減率 $70/100$

減免すべき税額 $16 \text{ 万円} \times 70/100 = 11 \text{ 万} 2 \text{ 千円}$

1 期 $8 \text{ 万円} - 8 \text{ 万円} = 0$

2 期 $8 \text{ 万円} - 3 \text{ 万} 2 \text{ 千円} = 4 \text{ 万} 8 \text{ 千円}$

2 不動産取得税

(1) 災害により被害を受けた不動産に係る減免

ア 不動産を取得した日から 6 月以内に

イ 災害によって滅失又は損壊した場合

ウ 次の式による額の不動産取得税が減免されます。

$$\text{減免すべき額} = (\text{被災前の不動産の価格} - \text{被災後の不動産の価格}) \times \text{税率}$$

(2) 災害により被害を受けた不動産に代わるものとして取得した不動産に係る減免

ア 災害によって不動産を滅失又は損壊した日から 3 年以内に

イ 当該滅失又は損壊した不動産に代わるものとして知事が認める不動産を取得した場合

ウ 当該滅失又は損壊した部分に対応する不動産取得税相当額 ((1) の計算式に準じる) が減免されます。

エ (1) の適用を受けたものは減免できません。

※滅失又は損壊に「床上浸水」及び「床下浸水」は含みません。

(3) 申請書類

ア 不動産取得税減免申請書

(添付書類)・災害の事実を証する書類 (り災証明書等)

イ 不動産取得申告書 (すでに申告書提出済みの場合は必要ありません。)

(添付書類)・取得した不動産の登記に係る全部事項証明書 (写しで可)

・売買契約書 (土地・住宅を売買により取得した場合)

・建築工事請負契約書 (住宅を新築された場合)

[計算例]

もともと所有していた住宅が被災(全壊)後, 3 年以内に代替の住宅を取得した場合((2)該当)。

被災前の住宅の価格 5,000,000 円

被災後の住宅の価格 0 円

(算式)

代替不動産に係る不動産取得税から減免される額

$$= (5,000,000 \text{ 円} - 0 \text{ 円}) \times 3 \%$$

$$= 150,000 \text{ 円}$$

3 自動車取得税

- (1) 災害により滅失又は損壊した自動車に代わるものとして取得した自動車に係る減免
 - ア 災害により滅失又は損壊した自動車を抹消登録し
 - イ 災害が発生した日の翌日から起算して※6か月以内に代替自動車を取得した場合
 - ウ 代替自動車の自動車取得税の全額が減免されます。
 - エ 減免できる代替自動車は、広島県ナンバーの自動車に限ります。
- (2) 申請書類
 - ア 自動車取得税減免申請書
 - イ 災害の事実を証する書類（被災（り災）証明書等）
 - ※ 被災した自動車の被災（り災）証明書等の取得が困難な場合には、被災状況報告書と被災した事実を証する書類（被災した自動車の写真等）
 - ウ 被災した自動車が抹消登録されたことを証する書類
- (3) (1) イの※6か月を超えて取得した自動車に係る減免
 - ア 災害により滅失又は損壊した自動車を抹消登録し
 - イ 災害が発生した日の翌日から起算して6か月を超えて代替自動車を取得した場合で
 - ウ 被災自動車の代替自動車と認められる場合
 - エ 代替自動車の自動車取得税の全額が減免されます。
 - オ 代替自動車と認めらるる場合とは、次の(ア)と(イ)の両方を満たす場合です。
 - (ア) 市町村等から被災自動車の被災（り災）証明書が発行されていること。
 - ・被災（り災）証明書に自動車の登録番号（ナンバープレート）が記載されていない場合は、被災状況報告書も提出してください。
 - (イ) 被災自動車が災害発生から6か月以内に抹消登録されている又は抹消登録ができない場合は自動車税賦課保留申立書が提出されていること。
 - カ 上記の(2)申請書類に加え、6か月を超えて代替自動車を取得した経緯等の「申立書（買い替えの場合）」を提出してください。

4 自動車税

- (1) 災害により被害を受けた自動車に係る減免（修理する場合）
 - ア 要件
 - (ア) 災害により損壊したことに伴い運行不能となった自動車について
 - (イ) 災害が発生した日の翌日から起算して※6か月以内に修理が完了した場合
 - (ウ) 損壊による運行不能となった月数（修理のために運行不能となった期間を含みます。以下「運行不能月数」といいます。）に応じて
 - (エ) 月割により算定した額が、平成31年度の自動車税の年税額から減免されます。
 - (オ) 運行不能月数は歴に従って計算し、16日未満の端数があるときはその端数を切捨て、16日以上端数についてはこれを1月として計算します。
 - (カ) 当該自動車を修理して使用するための減免ですので、修理後に抹消登録や名義変更を行い翌年度の自動車税が課税されない場合は、減免できません。
 - イ 申請書類
 - (ア) 自動車税減免申請書
 - (イ) 災害の事実を証する書類（被災（り災）証明書等）
 - ※ 被災した自動車の被災（り災）証明書等の取得が困難な場合には、損害額を認定し得るもの（自動車の被災後の写真、修理見積書、費用の領収書、自認書等）
 - (ウ) 被災状況報告書

ウ ア(イ) の※6月を超えて修理が完了した自動車に係る減免

- (ア) 災害により損壊したことに伴い運行不能となった自動車について
- (イ) 災害が発生した日の翌日から起算して6か月を超えて修理が完了した場合
- (ウ) 損壊による運行不能月数に応じて
- (エ) 月割により算定した額が、平成31年度の自動車税の年税額から減免されます。
- (オ) 上記イ申請書類に加え、修理期間が長期となった理由等の「申立書（修理の場合）」を提出してください。

[減免される額の計算例] 被災自動車の年税額 45,000円
運行不能月数 3月
(算式)
減免される額 = 45,000円 × 3月/12月
= 11,300円
(※ 翌年の自動車税額から減免されます。)

(2) 災害により被害を受けた自動車税に係る減額（廃車する場合）

ア 要件

- (ア) 災害により流出・水没・埋没・大破等した自動車で、直ちに抹消登録できない場合
- (イ) 被災した日の属する月の翌月から自動車税が減額されます。
※ 抹消登録した場合はその月までが減額されます。

イ 申請書類

- (ア) 自動車税賦課保留申立書
- (イ) 災害の事実を証する書類（被災（り災）証明書等）
※ 被災した自動車の被災（り災）証明書等の取得が困難な場合には、被災状況報告書と被災した事実を証する書類（被災した自動車の写真等）

5 申請場所

事務所名	所在地	電話
西部県税事務所	〒730-0011 広島市中区基町10-23	082-228-2111
西部県税事務所呉分室	〒737-0811 呉市西中央一丁目3-25	0823-22-5400
西部県税事務所廿日市分室	〒738-0004 廿日市市桜尾二丁目2-68	0829-32-1181
西部県税事務所東広島分室	〒739-0014 東広島市西条昭和町13-10	082-422-6911
東部県税事務所	〒720-8511 福山市三吉町一丁目1-1	084-921-1311
東部県税事務所尾道分室	〒722-0002 尾道市古浜町26-12	0848-25-2011
北部県税事務所	〒728-0013 三次市十日市東四丁目6-1	0824-63-5181

6 申請期限

平成31年3月31日又は納税通知書発付の日から60日以内のいずれか遅い日

- ※ 自動車取得税・自動車税については、6か月を超えても減免できる場合がありますので、申請期限にかかわらず、県税事務所（分室）までお問合せください。